

5. 透明性・公平性・納得性を確保するための仕組みについて

【論点】

- 評価制度により職員の意欲を引き出すためには、評価の透明性・公平性・納得性が重要ではないか。
- そのための評価者体制、苦情相談の仕組みについて、どのようなものが考えられるか。
- 評価制度導入に当たっては、評価者となる者から試行の対象としていくべきではないか。

(1) 評価者体制（案）（複数の評価者による評価）

組織区分		被評価者	1次評価者	2次評価者	最終評価者	
社会保険事務所	所長		事務局次長（部長）	_____	事務局長	
	次長		所長	事務局総務課長		
	課長クラス					
	係長以下		課長	所長	事務局総務課長	
社会保険事務局	局長		本庁人事調整官	本庁総務課長	長官	
	次長（部長）		事務局長	_____	本庁総務課長	
	課長クラス		事務局次長（部長）	_____	事務局長	
	課長補佐クラス		課長	事務局総務課長		
	係長以下					
本 庁	総務部 運営部	課長クラス	次長	_____	長官	
		課長補佐クラス	課長	部長	次長	
		係長以下	課長補佐	課長	本庁総務課長	
	社会保険 業務センター	副所長		所長	_____	長官
		部長（室長）		副所長	所長	
		課長クラス		部長（室長）	所長	次長
		課長補佐クラス		課長	部長（室長）	本庁総務課長
		係長以下				
	社会保険 大学校	副校長		校長	_____	長官
		課長クラス		副校長	校長	次長
		係長以下		課長	副校長	本庁総務課長

(2) 苦情相談制度の概要(案)

① 目的

新たな評価制度の適正な運用を図り、評価制度の公正性と納得性を担保するため、評価に関する職員の苦情や不満等に適切に対応する仕組みを整備。

なお、人事院においても、苦情相談及び審査の申し立ての制度がある。

② 想定される苦情の種類

ア. 評価手続や評価者に対する苦情や不満等

イ. 評価基準の適用が不適正など評価結果そのものへの苦情や不満等

ウ. 評価結果の処遇への反映に関する苦情や不満等

③ 苦情相談の体制

ア. 相談者が利用しやすい制度とするために、各部署に苦情相談員を置く。苦情相談員は原則、二次評価者とし、二次評価者がいない場合は一次評価者とする。

イ. 相談者からの相談は、苦情相談員が対応することとするが、相談者は直接、各人事担当部局に相談することができるものとする。

ウ. 人事院が行うもの(既設)

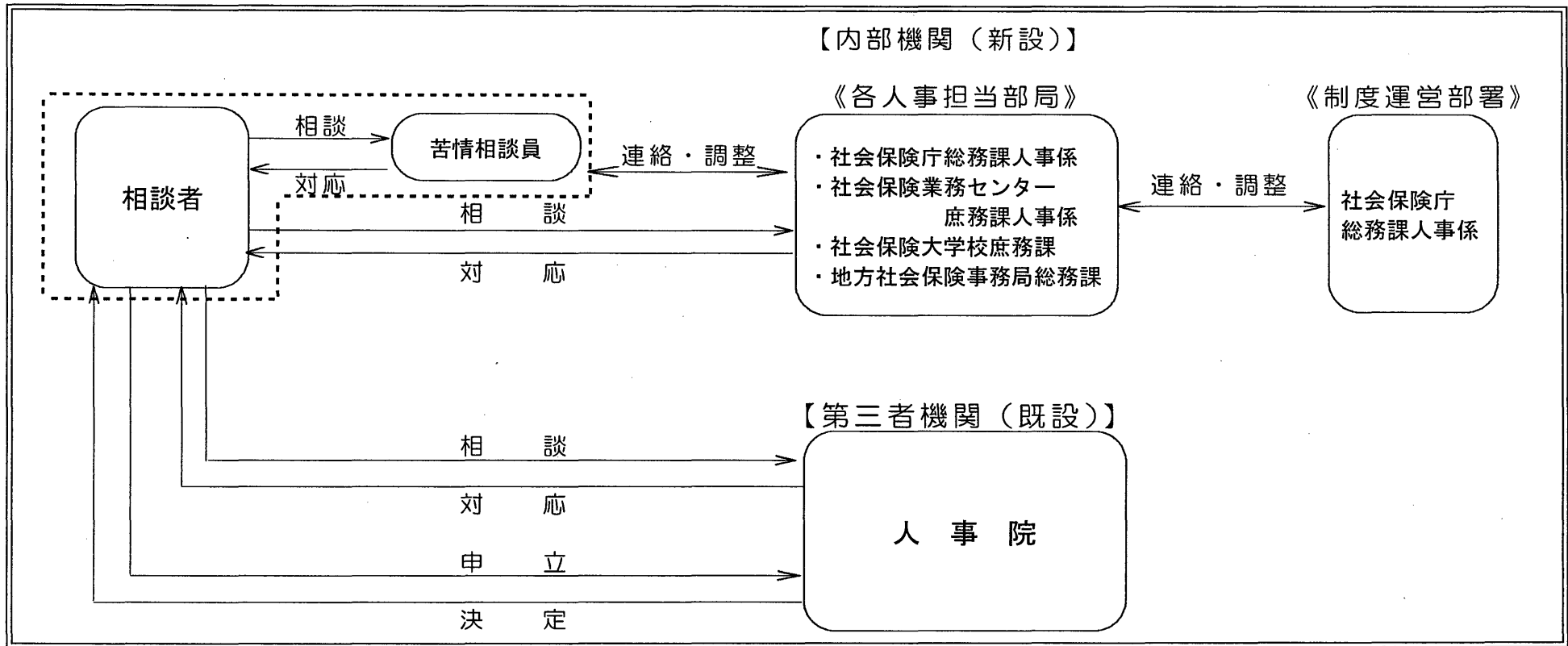
- ・ 職員は、人事院に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談に関して、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。

【人事院規則13-5(職員からの苦情相談)】

- ・ 給与の決定に関して苦情のある職員は、人事院に対し審査を申し立てることができる。

【一般職の職員の給与に関する法律第21条第1項】

④ 相談等の流れ



※ 参考条文

- 人事院規則 13-5 (職員からの苦情相談)
 - ・ 第1条 (趣旨)
この規則は、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談に関し、必要な事項を定めるものとする。
 - ・ 第2条 (人事院に対する苦情相談)
職員は、人事院に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。(以下省略)
- 一般職の職員の給与に関する法律第21条
この法律の規定による給与の決定に関して苦情のある職員は、人事院に対して審査を申し立てることができる。

(3) 試行の対象者について (案)

本庁内部部局（総務部・運営部）・社会保険業務センター・社会保険大学校、地方社会保険事務局、社会保険事務所の7級以上の全職員を対象に実施。
 なお、社会保険事務所の課長は含める。

対象者は、

- ① 人事評価制度の本格実施に向け、試行における課題等を十分反映させる必要があることから、本庁、地方支分部局の各々において、職員の1/4程度を対象とする。
- ② 19年度に完全実施した際に評価者となる者は、試行の対象とする。

(参考) 本庁・地方支分部局の基本的な役職別階級の比較

	本 庁	地方社会保険事務局	社会保険事務所
11級 10級	課長	局長	—————
9 級 8 級 7 級	課長補佐	局長、次長	所長
		課長	
		課長補佐	次長、庶務課長
6 級 5 級	係長、専門官	係長、専門官	課長 専門官
4 級 3 級	係員等	係員等	係長、係員等

※網掛部分は試行の対象者。